

## 第20号の3の2様式 記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の（5）の欄の金額を記載すること。
- 4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の（31）の欄の金額を記載すること。
- 5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の（3）又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（3の6））の（11）の各欄の金額を記載すること。
- 6 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の（4）の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の（6）の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の（8）の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表2付表）の（16）の欄の金額を記載すること。
- 7 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑤」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 8 内国法人が法第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。